

福岡県知事 殿

高校生等奨学給付金支給申請書（専攻科・通常申請）

次の 6 点を確認の上、□全てに必ずレ点を付けてください。

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

☐ 福岡県私学振興課が関係部署及び機関（児童相談所、福祉事務所）等に対し申請内容に関する調査を行うことに同意します。

☐ 税額の更正決定等により、都道府県民税・市町村民税の税額が変更し、その結果、奨学給付金の対象外となった場合は、県の決定に従い、速やかに受給した給付金の全額を返還いたします。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

ふりがな		生徒との関係	☐ 父母 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人	
申請者の氏名 (保護者等)				
電話番号※1	☎ — — (日中連絡が可能な番号を記入してください。)			
申請者の住所	〒	現在 1 年生で 新入生早期分の受給の有無		
	福岡県			☐ 有 ☐ 無

※1 連絡がつかない場合、支給できなくなる可能性があります。

1. 【対象となる専攻科の生徒について】

ふりがな			生 徒 の 生年月日	昭和 平成	年	月	日	
生徒の氏名								
在学する学校	学校名	私立：			学年：			年生
	在学期間	令和 年 月 ～ (入学年月)			学校の種類・課程等			
	うち今年度の 休学期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月			専攻科			
	学校の所在地	都道府県						
過去の在学期間※2 ※過去に在学していた全ての 高等学校等を記入してく ださい。	学校名	(平成・令和) 年 月 ～ (平成・令和) 年 月			学校の種類・課程・学科			
	学校名	(平成・令和) 年 月 ～ (平成・令和) 年 月			学校の種類・課程・学科			

※2 中学校等の在学期間は記入不要です。

2.【生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① ☐ 日本国
- ② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 生徒本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者				
④	☐	永住者				
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月 日
⑥	☐	永住者の配偶者等	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月 日
⑦	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月 日
		日本国に永住する意思の有無		☐ はい(あり)	☐ いいえ(なし)	
⑧	☐	家族滞在	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月 日
		日本国の小学校の卒業の有無等		☐ 卒業した	☐ 卒業していない	
		小学校名				
		所在地	都・道・府・県			
		日本国の中学校の卒業の有無等		☐ 卒業した	☐ 卒業していない	
		中学校名				
		所在地	都・道・府・県			
		日本国の高等学校の卒業の有無等		☐ 卒業した	☐ 卒業していない	
		高等学校名				
		所在地	都・道・府・県			
		日本国で就労する意思の有無		☐ はい(あり)	☐ いいえ(なし)	
⑨	☐	上記以外の在留資格(留学等)	在留期間(満了日)	(西歴)	年	月 日

3. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

日本国籍の生徒

- ① ☐ 「住民票(原本。コピー不可。)」を添付します。

日本国籍以外の生徒

- ② ☐ 「住民票(原本。コピー不可。)」を添付します。※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
- ③ ☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
- ④ ☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥⑦の□にレ印を付けてください。)

- ・ 2(2)⑧で「日本国の小学校、中学校及び高等学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・ 2(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

- ⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
- ⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。
- ⑦ ☐ 「日本国の高等学校等の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

4. 【生計維持者の収入等の状況について】（※（１）のいずれかの□に印を付けてください。）

（１）次の者の課税証明書等を提出します。 ※生計維持者の定義については、記入上の注意を御確認ください。
※未申告者がいる場合は、申告の上、提出してください。

①	☐	生計維持者（父母）２名分 （満１８歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は②又は③のいずれかの□にレ印を付けてください。）
②	☐	主たる生計維持者１名分 ・父母のうち一方の離婚、死別等により生計維持者が１人の場合 ・家庭の事情によりやむを得ず、父母の１人の課税証明書等を提出できない場合 ・父母の両者の死亡等により、生徒の生計をその収入により維持するもの（主たる生計維持者）が別に存在する場合等
③	☐	生徒本人 生計維持者が存在しない場合

課税証明書等を添付する者（①～③）の氏名及び生徒との続柄

ふりがな		生徒との続柄
氏名		

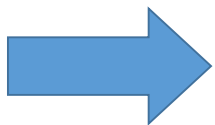
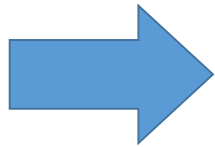
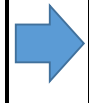
ふりがな		生徒との続柄
氏名		

5. 【所得割額の状況について】

①課税証明書等の内容から下記の表に転記してください。

保護者等 A	道府県民税所得割額	市町村民税所得割額		i 合計所得割額
保護者等 B	道府県民税所得割額	市町村民税所得割額		ii 合計所得割額
判定額		(i と ii の合計所得割額の合算額)		

②上記判定額の結果から該当する世帯区分に☑を付けてください。

上記判定額が 0 円		チェック	世帯区分	
		☐	E（住民税所得割非課税世帯）※ 3	
上記判定額が 1 0 5, 5 0 0 円未満 （非課税世帯除く）		チェック	世帯区分	
		☐	F（年収約 2 7 0 万円未満～ 3 8 0 万円未満世帯）※ 3	
上記判定額が 1 0 5, 5 0 0 円以上 2 6 4, 5 0 0 円未満			チェック	世帯区分
			☐	G（年収約 3 8 0 万円～ 6 0 0 万円未満の多子世帯）※ 4
			扶養する子が 3 人以上 （生徒本人含む）	
			扶養する子が 3 人未満	対象外

※ 3 世帯区分が E または F に当てはまる方は、「8. 【振込口座登録申出書】」の記載にお進みください。

※ 4 世帯区分が G に当てはまる方は、次「6. 【扶養親族の状況について】」の記載にお進みください。

6. 【扶養親族の状況について】

続柄	氏名	生年月日		扶養の有無 ^{※5}
本人		H ・ R		有 ・ 無
☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹		H ・ R		有 ・ 無
☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹		H ・ R		有 ・ 無
☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹		H ・ R		有 ・ 無

※5 扶養親族の状況については課税証明書にて確認いたします。
なお、令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子については、課税証明書で扶養が確認できないため、以下の書類のいずれかを提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、 <u>子の出生日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、 <u>委託開始日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、 <u>縁組した日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(エ)離婚等	戸籍抄本、 <u>離婚日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの

7. 【扶養誓約書】

基準日現在、上記記載の親族について、私が主として扶養していることを誓約します。

扶養者氏名： _____

※生計維持者等が2名いる場合は、申請者を記載してください。

8. 【振込口座登録申出書】※提出する支給口座は、申請者または、生徒本人の普通預金口座に限ります。

金融機関名		支店名		金融機関コード				銀行コード4桁+ 支店コード3桁
預金種別	口座番号		口座名義人		口座名義人（カナ）			
普通預金								

（通帳貼り付け欄）※上記記載の情報と同一口座を貼り付けてください）

支給完了まで名義等の変更・解約はしないでください。
やむを得ず、変更・解約をする必要が生じた場合は、
提出先に速やかにご連絡ください。
（変更等の連絡が遅れた場合、支給できません。）

貼り付ける通帳等の写しは
☐ 金融機関コード（4桁）
☐ 支店コード（3桁）
☐ 口座名義人（カナ）
 がはっきりと確認できるものを提出してください。

記入上の注意**1. 【対象となる専攻科の生徒について】の欄は、次によって記入してください。**

- イ 現在通っている高等学校等専攻科の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合は、当該高等学校等専攻科の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。

2. 【生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）」をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限りません。

2. 【生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

生計維持者とは、生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は、当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。※生徒本人が結婚しており、父母と別生計で配偶者の扶養に入っている場合は、当該配偶者となります。

- イ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者
- ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- ハ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- ニ イ〜ハに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

3. 【所得割額の状況について】の欄は、次によって記入して下さい。

- イ 保護者等全員の課税証明書記載の道府県民税・市町村民税の所得割額を記入すること。

4. 【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 扶養している兄弟姉妹についての情報を必ず記載すること。
- ロ 扶養している兄弟姉妹とは、添付する課税証明書上扶養している者であること。
※疑義が発生した場合、戸籍が確認できる書類の提出を求めることがあります。
- ハ 扶養の状況を確認する書類は、原則、課税証明書です。課税証明書の算定基準日（前年12月31日）から申請書提出までに扶養する子どもが新しく増えた場合は、当該子どもに係る証明書類を提出する必要があります。
- ニ 離婚等により、課税証明書上で扶養人数を確認できない場合は、扶養が確認できる書類を提出してください。

留意事項

- イ 過去に国公立立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合は、専攻科給付金の受給資格はありません。
- ロ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 国籍が「日本国以外」の生徒であつて、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ホ 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されます。

※申請書を提出する前に※

提出する前に以下の内容を再度確認してください。

記載漏れ、書類不備等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなります。

全区分共通

- ☐ 在学証明書は添付していますか（県外に本校を有する高等学校等に在籍し、学校を経由せずに申請する場合）
- ☐ 個人対象要件証明書は添付していますか（県外に本校を有する高等学校専攻科に在学し、学校を経由せずに申請する場合）
- ☐ 通帳の写しは添付していますか
- ☐ 【1年生限定】新入生早期の受給の有無欄にレ点をつけていますか（新入生早期分を受給し、通常分でも申請する場合）

E区分の場合

- ☐ 保護者等全員の令和8年度の住民税所得割が確認できる書類を添付していますか
※令和7年度の書類は提出不要です。令和8年度の書類が添付されてない場合は、申請を受け付けることができません。
※非課税、被扶養に該当する場合でも提出は必須です。（未申告の場合は、申告の上提出してください）

F区分の場合

- ☐ 保護者等全員の令和8年度の住民税所得割が確認できる書類を添付していますか
※令和7年度の書類は提出不要です。令和8年度の書類が添付されてない場合は、申請を受け付けることができません。
- ☐ 「5.【所得割額の状況について】」は記入していますか

G区分の場合

- ☐ 保護者等全員の令和8年度の住民税所得割が確認できる書類を添付していますか
※令和7年度の書類は提出不要です。令和8年度の書類が添付されてない場合は、申請を受け付けることができません。
- ☐ 「5.【所得割額の状況について】」、「6.【扶養親族の状況について】」は記入していますか